

1. 令和4年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

令和4年3月24日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第3号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第4号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第5号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第6号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第7号 郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程8 議案第8号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第11号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第12号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第15号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算について
- 日程18 議案第31号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程19 議案第32号 令和4年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程20 議案第33号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程21 議案第34号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程22 議案第35号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計予算について

- 日程23 議案第36号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程24 議案第37号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程25 議案第38号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程26 議案第39号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程27 議案第40号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程28 議案第41号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程29 議案第42号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程30 議案第43号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第44号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第45号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第46号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第47号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第48号 令和4年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程36 議案第49号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程37 議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程38 議案第52号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程39 議案第53号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程40 議案第54号 財産の無償譲渡について（干田野集会所）
- 日程41 議案第55号 市道路線の認定について
- 日程42 請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書提出を求める請願について
- 日程43 議報告第3号 議会改革に関する調査研究について
- 日程44 議報告第4号 空き家対策に関する調査研究について
- 日程45 議報告第5号 中間報告について（広報広聴特別委員会）
- 日程46 議報告第6号 中間報告について（濃飛横断道整備促進特別委員会）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久

5番	蓑島もとみ	6番	三島一貴
7番	森藤文男	8番	原喜与美
9番	野田勝彦	10番	山川直保
11番	田中やすひさ	12番	森喜人
13番	田代はつ江	14番	兼山悌孝
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	古田年久	市長公室付部長	河合保隆
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩己	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	佃良之	会計管理者	中山洋
消防長	笹原克仁	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課長	齋藤貴代
議会事務局 議会総務課 主事	恒川祐輔		

◎開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員各位におかれましては、2月24日の開会以来、それぞれ出務御苦労さまでございます。いよいよ3月定例会、最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、14番 兼山悌孝議員、15番 尾村忠雄議員を指名いたします。

◎議案第2号から議案第16号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（山川直保） 日程2、議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程16、議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例についてまでの15議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました15議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例11議案につきまして、令和4年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の支給割合を改めると

ともに、6月に支給する期末手当において、令和3年度の引下げ分を減額調整するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第3号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるとともに、6月に支給する期末手当において、令和3年度の引下げ分を減額調整するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。
議案第4号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、職員の期末手当の支給割合を改めるとともに、6月に支給する期末手当において、令和3年度の引下げ分を減額調整するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今回の期末手当の引下げについて、職員組合から特別な意見や要望は出ていないかとの質問があり、職員組合へは2月に説明しており、特段の要望等はなかったとの説明がありました。

年度をまたいで期末手当を引き下げることになる、3月末に退職した職員等には影響はないかもしれないが、3月末に退職して会計年度任用職員になった場合などの対応を考える必要はないか、との質問があり、今年度の期末手当の引下げ分を来年度において調整する仕組みは、国における十分な議論の結果を反映した国家公務員の給与法改正に準じた取扱いであり、年度末退職者等への適用は難しい。なお、退職後に会計年度任用職員となった職員等の取扱いなど細部の運用については、今後、国の取扱いを参考に対応したいとの説明がありました。

また、新規採用を希望する職員は給与関係を重視すると思われるが、現在のこうした給与条件の中、今年度の正職員の受験状況に影響はなかったかとの質問があり、年々、一般行政職の受検者数が減少してきており、かつ、合格率も低いなど職員採用に苦慮しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、令和3年人事院の給与勧告に鑑み、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるとともに、6月に支給する期末手当において、令和3年度の引下げ分を減額調整するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、女性が働きやすい環境が大切であり、日日雇用職員であったときから比べると処遇改善がなされたと感じるが、第1号・第2号会計年度任用職員それぞれの職員数と男女

別の職員数について質問があり、令和3年4月1日現在で、週20時間以上勤務する会計年度任用職員は461人おり、そのうち第1号が409人で第2号は52人、男性が58人で女性は403人であり、比率は男性が12.6%、女性は87.4%である。会計年度任用職員に移行する際には、多様な働き方ができるよう、勤務時間数について柔軟に対応しており、特に子育てをしている女性などが働きやすいような環境や、育児休業、部分休業といった制度も整備しながら取り組んでいるとの説明がありました。

委員からは、会計年度任用職員は女性が80%以上であり、いろいろと配慮されてはきているが、今後も女性の意見を聴きながら取り組んでいただきたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る人事院規則の改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、育児休業に対する相談体制の整備とは具体的にどうするのかとの質問があり、市では、「郡上市職員の子育て応援行動計画」等を整備するなど、既に、それぞれの職場も人事管理局も職員の子育てを支援していく体制を取っており、新たに個別の相談体制を設けるなどは考えていないとの説明がありました。

また、妊娠・出産等を申し出た職員への育児休業等の意向確認をするときは、どのような様式により聞き取り、確認をするのかとの質問があり、現在は、女性職員の育児休業取得率は100%で、男性職員も取得が増えてきている。特に、子どもが生まれる男性職員には、「郡上市職員のための子育て支援ハンドブック」の該当部分を提供するなど制度内容を示している。意向確認に使用する様式等については、今後、国や他市の事例を参考に作成していきたいとの説明がありました。

委員からは、職員が育児休業等の取得を理由に不利益な取扱いを受けないよう、組織的なチェック体制をしっかりとってもらいたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

市長公室長から、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により、市の機関等に係る申請、届出その他の手続を行うことができるようにするため条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所の一部施設について、地元自治会に無償譲渡することに伴い、公の施設としての位置付けを廃止するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長から、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務に係る手数料の額の一部を改めるための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今回改正する手数料に該当する申請実績について質問があり、1万戸以上の販売契約を締結している一般消費者等数がある事業所が市内にはなく、最も多い一般消費者等数のある事業所で、4,300戸であるため、今回の改正で該当する申請実績はないとの説明がありました。

手数料が生じる申請件数は令和3年度が、ガス関係10件、火薬関係22件、消防法関係5件であり、そのうち液化石油ガス貯蔵施設等の変更許可申請に係る手数料が生じる申請実績は、令和3年度1件、令和2年度0件であったとの報告がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防団員の処遇改善を図るため、この条例を定めようとするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今回の処遇改善で年額報酬は中濃、県レベルでほぼ同じとなったかとの質問があり、年額報酬は、42市町村中、37市町村は令和3年度中に標準額、団員階級で3万6,500円引き上げ、残る5市町村は令和6年度までには引き上げる予定であるとの説明がありました。

3年間かけて報酬等の調整をするが、3年かけず1度にできないのかと質問があり、郡上市の消防団員数が県下でも有数の消防団員数であり、出動報酬、年額報酬を一度に上げると市の財政負担が大きくなる。そうした中で、郡上市は消防団再編成の計画があり、定員の見直し、消防団の詰所、ポンプ庫等の見直しを行いながら、段階的に引き上げていく計画としたとの説明がありました。

また、毎月機材の整備点検を行っている団員の報酬について質問があり、機械器具等の点検は、出動報酬ではなく年額報酬の中で支払いをしているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和4年3月24日。郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和4年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市内の特定公共賃貸住宅の件数について質問があり、市営住宅634戸のうち、特定公共賃貸住宅は98戸で、棟数にすると10棟であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、郡上市汚水処理施設整備構想に基づき、ニュータウンみなみ排水処理施設及び赤池地区農業集落排水処理施設を下水道の美並処理区に事業統合するための改正であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和4年3月24日。郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、渡辺友三議員。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和4年3月14日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第15号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の減額に係る規定等を改めるための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、この改正については、コロナ禍以前から予定されていたのか、それともコロナ禍を契機として改正されるのかとの質問があり、政府では全世代対応型の社会保障制度として、令和元年から幼児教育・保育の無償化、消費税増税、年金の受取り開始年齢の引下げ、小規模事業所への厚生年金保険の加入義務拡大、在職高齢年金制度の改正、令和4年10月からの後期高齢者の窓口負担の引上げといったことが進められており、今回の改正は、コロナ禍のタイミングで実施されたものではあるが、以前から政府で進められていたものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、小川小学校の閉校に伴い、小川小学校の体育館及び屋外運動場を学校開放の対象施設から除外し、社会体育施設に用途変更するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、社会体育施設の中で使用料の額に差があること、例として明宝土間付体育館は、一般的な体育館より低く設定してあることについて質問があり、合併協議において、市内の体育館の使用料の額の統一を図るため、バレーボールコート1面がとれるかどうかを基本に使用料の額が設定をされたが、明宝土間付体育館は、屋根付きのグラウンドのため、バレーボール、バスケットボール等の利用ができない施設であり、一般的な体育館とは異なることから、使用料の額を低く設定しているとの説明がありました。

学校体育施設の体育館の目的外使用の場合、1時間当たりの使用料の額は3,300円であるが、社

会体育施設の場合は、同じ内容で1,650円となっている理由について質問があり、学校体育施設は基本は体育施設というよりも学校施設という考え方で金額を設定していることから、目的外使用の場合は3,300円で設定しているとの説明がありました。

また、今後、大和地域の小学校統合においても、今回と同じ考え方で体育館等の取扱いを検討するののかとの質問があり、現小川小学校の施設は、公共施設適正配置計画の中で、地域利用を含めた有効活用をすることとなっており、併せて地域の避難施設としても利用する予定となっているが、大和地域においても、今後、地元と協議の上、施設の利用について検討していくとの説明がありました。

現体育館の利用状況や小川地区の防災拠点について質問があり、コロナ禍の影響もあり、令和2年度は利用がなかったが、通常は、定期利用団体であるシニアクラブの活動や公民館活動等で主に利用されている。

社会体育施設となることで平日でも利用できるようになり、利用実績は上がると考えられている。

また、当該体育館、グラウンドは指定緊急避難場所に指定されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和4年3月24日。郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第2号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第2号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第3号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員

長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第3号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第4号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保) 4番 田中義久議員。

○4番(田中義久) 4番、田中です。

ちょっと不明なので、質問をさせてもらおうんですけど。

委員会の報告の2ページの上から6行目のところの最後の部分が、今後、国の取扱いを参考に対応したいと説明がありましたということは、この時点ではちょっと細部の方針が固まってないというか、いうことだったんだというふうに思いますけど、それから2週間ほどたっていますし、その後の調べられた結果とか、何か補足説明あれば、お聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長(山川直保) 11番、田中やすひさ総務常任委員会委員長。

○11番(田中やすひさ) 委員会が終わった後の、その後の経過については、委員会としては承知しておりませんので、市長公室長に、答弁があれば求めたいと思います。

○議長(山川直保) 日置市長公室長。

○市長公室長(日置美晴) お答えいたします。

国の法律、国家公務員の職員の給与法ですけれども、現在、衆議院を通過して参議院の審議中です。

それで、国のほうも、前からこちらとしては対応を聞いているんですけども、まだ審議中だということもあって、国がどうするかということはお答えしてもらってないんです。それで、これから、国も、4月1日施行なので3月中には可決されると思ってますが、その後、国の対応は随時聞いて参考にさせていただいて、市も同様の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山川直保） 4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） 令和3年度分の減額を4年度で調整するという事なので、そこでやっぱり辞められて、ええっていう方、引き続きそこに勤められると、どういうふうにするのかということだと思います。本当に詳細にあたることで失礼しましたが、決まった段階で、総務委員会を通じてでも結構ですし、報酬が決まった段階で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山川直保） 以上で質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第4号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第5号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第6号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第7号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第8号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第9号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第10号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第11号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第12号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第13号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第14号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第15号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市立学校体育施設等開放条例及び郡上市体育施設条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第16号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第30号から議案第50号までについて（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程17、議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算についてから日程37、議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました21議案は、予算特別委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。予算特別委員会委員長、田代はつ江議員。13番 田代はつ江議員。

○13番（田代はつ江） それでは、報告をさせていただきます。

令和4年2月24日開会の令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和4年度予算21議案につきまして、3月2日、3日、4日、7日及び8日開催の予算特別委員会で慎重に審査をいたしましたので、報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算について、議案第31号 令和4年度郡上市国民健康

保険特別会計予算について、議案第32号 令和4年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第33号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第34号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第35号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計予算について、議案第36号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第37号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第38号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第39号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第40号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計予算について、議案第41号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第42号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第43号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、議案第44号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、議案第45号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計予算について、議案第46号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、議案第47号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計予算について、議案第48号 令和4年度郡上市水道事業会計予算について、議案第49号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算について、以上21議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上のとおり報告します。

令和4年3月24日。郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会予算特別委員会委員長 田代はつ江。

以上でございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第30号 令和4年度郡上市一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第30号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第31号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第31号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第32号 令和4年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第32号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第33号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第33号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可とすることに決定

いたしました。

議案第34号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第34号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第35号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第35号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第36号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第36号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第37号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第37号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第38号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第38号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第39号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第40号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第41号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第42号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第43号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第44号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第45号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第46号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第47号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 令和4年度郡上市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第48号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 令和4年度郡上市下水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第49号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 令和4年度郡上市病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第50号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は、10時40分といたします。お願いします。

(午前10時26分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第52号及び議案第53号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程38、議案第52号 財産の取得及び処分の変更について及び日程39、議案第53号 財産の取得及び処分の変更についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和4年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第52号 財産の取得及び処分の変更について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係り、一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、高鷲町の農家に売却することについて、令和3年9月30日議案第114号、令和3年12月23日議案第145号にて議決を得た財産の取得及び処分のうち、事業費の確定による減額及び法人化に伴う処分相手方の変更により、取得・処分予定金額及び処分相手方を変更するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、受益農家が法人化したのは契約額の規模や採択基準が関係しているのかとの質問があり、受益農家は、かねてから主体の酪農事業に加えて、和牛繁殖事業の規模拡大を図るため法人化を計画されていたが、今回予定よりも早く法人化されたものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 財産の取得及び処分の変更について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係り、一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、八幡町の農家に売却することについて、令和3年9月30日議案第115号、令和3年12月23日議案第146号にて議決を得た財産の取得及び処分のうち、事業費の確定による減額により、処分・取得予定金額を変更するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、事務的経費の減額の経緯について質問があり、国の補助金が当初の予定よりも大幅に減額となったため、調整を行う中で、令和3年12月定例会では資材高騰に伴い契約額

を増額したほか、資材不足や豪雪の影響による令和4年度への繰越しによる工期延長により、公社としては建設利息の追加負担が発生するものであるが、公社の役割は畜産振興を目的として、受益農家に代わって大規模な事業を実施することであり、受益者の負担軽減を支援する観点から、公社と受益農家との双方の合意によって減額となったものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和4年3月24日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第52号 財産の取得及び処分の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第52号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 財産の取得及び処分の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第53号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第54号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程40、議案第54号 財産の無償譲渡について（干田野集会所）を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案第54号は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第54号 財産の無償譲渡について（干田野集会所）。

総務部長から、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、地元は無償譲渡された集会施設の改修などに対する市の補助金について質問があり、譲渡前後にかかわらず、修繕やトイレ改修等、基準により補助金を交付することができるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年3月24日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第54号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第55号について(委員長報告・採決)

○議長(山川直保) 日程41、議案第55号 市道路線の認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案第55号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番、兼山悌孝議員。

○14番(兼山悌孝) それでは、報告をいたします。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年3月11日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第55号 市道路線の認定について。

建設部長から、白鳥町白鳥地内の長良川左岸の護岸補強工事が完了し、併せて河川管理道路の改良工事も完了したが、当該管理用道路については河川管理のほか、住民の生活道路としての利用もあることから、一般車両の通行に際し、適正な維持管理を行うため、河川管理者の岐阜県から移管を受け、市道の新規路線として認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、対岸の長良川右岸の堤防道路は、引き続き県管理の河川管理道路となるのかとの質問があり、右岸側についても堤防の改修計画があるため、今後の調整によって左岸側と同様の形態となる可能性はあるが、現時点では未定であるとの説明がありました。

当該道路はガードレールがなく、河原への転落といった事故が発生するおそれがあり、市の管理責任が高まるのではないかととの質問があり、市道路線として認定することで道路法の規定に基づく道路となり、事故によって市の管理責任がある程度発生する可能性はあるが、地域住民が生活道路として利用しており、護岸補強工事に併せて付随する道路改良工事も県のほうでやっていただくよう市から依頼をした経緯があるため、御理解を頂きたい。河川護岸の堤体に対する管理上、ガードレールを設置することはできないが、デリネーター(視線誘導標)や注意喚起の看板の設置等について必要に応じて検討するとの説明がありました。

国県道の改良や新設に伴い、旧道となった部分が市に移管されることが多いが、将来的な維持管理の観点から、財政状況や公共施設等総合管理計画との整合性を図った市道の計画に基づく対応が

必要でないかとの質問があり、旧道は市が必ず引き受けないといけないわけではないが、これまで使用していた道路が旧道となった途端に使えない状態とすることはできず、市が引き受けることはやむを得ない場合もある。来年度について、道路維持補修経費の予算を多めに編成しているが、市が延々と市道としての管理をし続けることは望ましいとは言えないため、利用状況により市道の廃止や、周辺環境の変化に応じた市道からの格下げといった対応を行いながら、市道を整理する方針について検討する必要があるとの説明がありました。

当該道路は、県の台帳から市の台帳に掲載されて交付税算入の対象となるかとの質問があり、構造物は河川の護岸構造物として県の台帳に登録されているが、道路は市道としての市の台帳に登録するとともに、市道路線図の作成を行うため、交付税算入の対象となるものである。現在、市道の認定路線の延長距離は1,100キロメートルであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年3月24日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山 悌孝。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第55号に対する討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（山川直保） 日程42、請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和4年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和4年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書提出を求める請願について。

請願書を議会事務局職員が朗読した後、紹介議員から請願の趣旨について説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和3年12月定例会で同様の内容の請願について審査を重ねた上、本委員会としては趣旨採択と決定し、本会議でも趣旨採択と議決されているため、本請願は不採択とすべきであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年3月24日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田でございます。質疑をしないつもりでおったんですが、ちょっと今の委員長からの報告、ちょっと簡潔過ぎるんじゃないかと思ひまして、追加でお尋ねします。

総務常任委員会の席で、私、参加させていただいて、お願ひやら意見を申し上げたんですが、その後の委員の皆さん方から、いろいろ御発言を頂いたんですけども、私の聴力の低下のせいなのかよく分からなかったわけなんです。それで、内容を当日の発言のこの不採択に至った理由が、今の報告に示されていること以外にはなかったのか、これを伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（山川直保） 11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） すみません。大きな声で議論していただければ傍聴者にも届いたのかも知れませんが、今ちょっと議事録のほうを確認しておりますけども、基本的には、この前回議論し

て趣旨採択をしたというのが皆さん方多数の意見でありました。

ただ、今回は特にロシアが核兵器の使用を示唆するというようなこともあって、特に、やはり郡上市議会としては、例えば、何としても核廃絶を実現するということは政治の使命だと思っているというような意見であったり、請願者の皆さんの気持ちは痛いほど分かるというような意見であったり、また、被爆国としての責任で核兵器廃絶の趣旨は大いに賛同できるが、前回かなり議論した内容と全くそれを包含する趣旨の請願でしたので、前回、趣旨採択したというようなお話でした。

特に付け加えて申し上げたいのが、前回も議論したということは、どういうことを議論したかと言うと、何度も勉強会等を重ねてきました日本周辺の各国の軍事力の増加の状況だとか、核保有国や非核保有国が、この核禁条約に対してどのような考え方を持っているかといった国際社会の問題とか、日本政府の考え方、つまり、核兵器を廃絶していくという目的に関しては、紹介議員の方々も総務常任委員会も一致しておりますが、その手段として、この核禁条約について外交の機微に非常にセンシティブに関わる問題であるということを皆さん認識の中で、前回のような趣旨は分かるけども、よって趣旨採択にしたいというような結論を出したということですので、総務委員会としては、今回は不採択としたということで、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 他はよろしいですか。ほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 以上で、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第1号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田でございます。請願第1号 日本政府が核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加をすることを求める、こういう意見書を出していただきたいという請願であります。

今ありましたように、総務常任委員会では全会一致といえますか、それも異議がなく、これを不採択とされました。今も追加で御説明ありましたように、願意、請願の意図はよく分かる、痛いほどよく分かると、こんな形容まで頂きながら、しかしながら採択できない、だから趣旨なんだ。これが前回12月の結論でありました。

そのとき、多くの委員の方の中から、オブザーバー参加については一定の理解はできるし容認もできるという声もありました。しかしながら、全体の御意見としては、日本の置かれた状況、すなわちアメリカの核の傘における安全保障体制は、大前提として、これを自ら否定するような核禁条約への署名・批准については様々な問題がある、これが趣旨となった理由であります。

今回、この「郡上・九条の会」は、一番のネックであるところの署名・批准は取り下げて横に置きまして、1つだけオブザーバー参加をしてほしいと、こういう願いを出したわけです。ここのところは、ぜひとも酌み取っていただきたい。それほどまでに我が国の核に対する姿勢というのは、今やこのまま推移していいのかという議論が出てきている。私、その議論のときに核抑止力、すなわち核を持って核を抑止する、これはかなり根強い意見なんです、核抑止力は幻想ですとはっきり申し上げました。夢を見ているようなものだ。それは今回、私は、はっきり証明されたと思っています。

プーチン大統領です。彼は、「我が国は核大国である」と自慢げに語り、「いざというときには、それを使うぞ」と、「我が国に損害を与えるような国には、これを見舞うぞ」と、はっきり宣言したわけですね。世界に向かって威嚇をしたわけなんです。皆さん方、これ聞かれてどう思われます。

私は、答えが2つあると思います。一つは、ならばこっちも核で応ずるぞと思うか、この行き着く先はどういう結果になるかは、お分かりですね。第3次核戦争です、最終的に。もう一つは世界の人々の声です。良心と良識と常識の声ですよ。核を制することができるのは声だけなんですよ。

だから、かつて首相を務められたある方が、ある一部の政党が言っているよう、日本もアメリカの核を取り入れて、日本に配備してアメリカと核を共同管理できるように、いわゆる核シェアリング、これをやるべきだなんて言いましたが、とんでもない大間違いです。それは、まさに、先ほど私申し上げた前者の路線ですね。こんなこと、皆さん、真面目に考えることは、まずできないと思います。

今、私たちが目指しやっていることが、世界中の人々が街角に立って、核兵器反対、ロシアやめろ、核を使うなど言うしかないんですよ。そんなことでプーチンを抑えられんだろうという心もとない思いはよう分かります。でも、ほかにないんですよ、それしか。何がありますか、ほかに。

こうして考えた場合、世界の人々が一人でも多くの方が声を上げて、ロシアを抑え込みロシアを包囲する方法しかないんです。これは、ロシアのみならず、全ての核保有国に対しても一緒です。ですから、世界122か国の国々が参加してつくった核禁条約が、今、最も有効なんです、それが世界の良識の声ですから。これにあくまでも背を向けとってどうするんですか。

先ほどの委員長の発言は、まさに手続論だけです。全くそうです、手続論だけ。今、この情勢の中で何やらなきやならんのかって分かっていない。私は本当にでっかい声でしょうけども、でかい声で申し上げたい。

日本は、今まで今もアメリカの最大の同盟国、世界からそう見られております。これからもそう見られて、アメリカの核を利用し、核の傘に入り続けて日本の安全保障を守っていくのか、そこからは、ぼちぼち脱却の方向に向かうのか、完全には難しいかもしれんけど、方向としてはノルウ

ユーやドイツのようにNATOに入っているオプザーバーに参加すると表明するのか、やってやれんことはないはずですよ。

日本の一地方の自治体の中でこんな議論はいいのか悪いのか、効果があるものか分からんけども、しかし、今、最小限できることは、日本の政府にせめてオプザーバーに参加せよと言うことじゃありませんか。それに何が抵抗があるんですか。

申し上げたいことは以上なんです、委員会では確かに不採択になりましたが、改めてこの場で、私は皆さん方の理性ある良識ある御理解を頂いて、この場で採択をしていただきたい。どうかよろしくお願ひいたします。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（山川直保） ただいま請願に賛成の討論がありました、請願に反対の討論はありませんか。
(挙手する者あり)

○議長（山川直保） 2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 長岡です。今は、請願に賛成というか、委員長報告に反対の立場からの御意見でしたが、私は委員長報告に賛成の立場からの討論をさせていただきます。

まず、昨年9月の定例会で、日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める請願がこの9月の議会で出されまして、それが継続審査となりまして、12月の定例会において総務委員会では趣旨採択と決定され、本会議においても全会一致で議決をされたんです。趣旨採択ということで議決をされたんです。

この請願には、核兵器禁止条約に署名・批准することと、それから締結国の会議及び検討会議にオプザーバーとして参加すること、この2点を含めて提出をされておったわけです。ですから、既に趣旨採択ということで議会としての決定が、もうなされておることでもあります。

さらに言うなれば、我々議員も本請願に関わることにしまして、特に今までの市議会のほうでも核兵器廃絶等を求める意見書の提出、そして被爆国としての責任、そうしたことから核兵器廃絶の趣旨には大いに賛同できるという、今までのそうした経緯もございましたし、こうした核の非人道的な核兵器の廃絶は、私たちも願っておるところには変わりないわけです。立場の異なる国同士の橋渡しをしながら、これは核保有国とそうでない国々、こうした立場の異なる国の橋渡しをしながら取組を進めることが重要ということは、十分皆さん方も承知しておるわけです。

しかし、この近年の北朝鮮のミサイルの開発、そして今回のロシアによるウクライナの侵攻、そうした侵攻におきましては核兵器の使用を示唆しております。日本にとっての核兵器の脅威を一層増強させているような、そういった事態になっておるわけです。

この日本政府は、核の非人道性については十分重視をされておるわけでありまして、核兵器のない世界を目指すものの、核兵器の脅威に対して核の傘の下に自国の安全を願っておるわけでありまして、

安全保障政策と整合性の取れた、そういった形で進めなければならない、そうした部分もあるわけです。日本の安全保障にとって、マイナスの効果が出ることは進めることはできないという、そういう立場ではないかと思えます。

核兵器禁止条約は、核抑止論すら禁止をしておる条約であります。

先ほども、今回のこのロシアの侵攻の関係が、もう核抑止力の限界でないかというような話もございましたけれども、オブザーバーとしての参加が日本の安全保障にどう影響するか判断は、防衛や外交の特定機密情報の分析、そうした高度な判断が必要でないかというように思っております。私たちに、そうした判断をするための必要な情報が十分にあるわけではないんです。私たちは、日本が米国との同盟関係を維持しながら、核禁止条約に参加するための条件を話し合っていく、そういった必要があるのではないかというように考えております。

そうしたことから、現段階におきましては、先ほどの委員長の報告のとおり、本件を不採択とすることに賛成をしておるところでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保） ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 14番 兼山です。私は、委員長報告の結果に対しては賛成する。ただ、考え方の内容が私違いますので、その点、私の考え方を一つ述べさせていただきたいと思えます。

御存じのように、世界の現状は核抑止論があるような感じで進んでおるんですけども、ただ、今は使える核兵器を造るんやということで、今回のロシアでも、ウクライナに対して最終的には核兵器を使うということを示唆しておりますけれども、この世界の現状、核兵器を、地球を何回破滅させるような兵器を持っておるんじゃという中では、絶対、核兵器っていうのはなくさなきゃならない。以前にも言いましたように、アメリカの自治体の中でも多数の自治体が核兵器を禁止すべきだという議論をしております。そういう中で、私は、核兵器は本当になくすべきは当たり前のことなんですね。

ところが、なかなかやっぱり、お前も持つとるで、こっちもお前が廃棄せにやうちはできんぞと、こういう膠着状態にあると思うんです。この現状は、確かにある程度抑止論も働いてはおると思えます。ただ、この間言いましたけども、キューバ危機のときにケネディ大統領が造ってはいかんものを造ってしまったと。この反省というのは、本当にこの将来どうなっていくんだろうという結論がなかなか出なかった。

ただ、私は今回の不採択に関しましては、日本はオブザーバーでなしに、絶対これは署名・批准していくべきだと、日本はここでオブザーバーで参加するようなみっともないことでなしに、本当

に日本が核兵器はなくすべきだという意見に立って出てきてほしい。オブザーバーというようなことではならんと、私はそう思いますので、オブザーバーについては不採択とすることに賛成いたします。

○議長（山川直保） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は、請願を不採択とするものであります。請願1号を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山川直保） 起立少数でありますので、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

◎議報告第3号及び議報告第4号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保） 日程43、議報告第3号 議会改革に関する調査研究について及び日程44、議報告第4号 空き家対策に関する調査研究についての2件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました報告2件については、各特別委員会に調査を付託してあります。委員長から調査研究の経過と結果について報告を求めます。

初めに、議会改革特別委員会委員長 森喜人議員。

12番 森喜人議員。

○12番（森喜人） それでは、議会改革特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会は、議会運営に必要な改革に資する調査研究を付託事項として、令和2年4月15日に設置されたものであり、2か年にわたる委員会活動及び調査研究結果について報告をいたします。

委員会の開催状況、主な取組結果等につきましては、報告書を御覧頂きたいと思いますが、最後の総括のところを読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

総括、令和2年4月からの議会改革特別委員会としての委員会活動は、当初は郡上市議会の課題について現状を洗い出し、委員全員が真摯に向き合い議論を重ねることで、2年間の活動が充実したものになったのではないかと思います。

特に、平成24年度からの懸案事項でもあった議会ICT化の推進については、単なるペーパーレス化の取組という概念からの脱却により、委員から前向きな意見が出され、積極的に取り組むことができました。タブレット端末を導入することで得られる議会活動の効率化と活性化などの効果や、迅速で効率的な情報共有の在り方、タブレット端末を活用したオンライン会議など、コロナ禍における新しい議会の在り方を模索する中で、こうした取組を形にすることが可能となったことは、本

委員会の大きな成果であったと言えます。

郡上市議会基本条例については、議会の基本理念として議員の責務や活動原則が定められ、市民の負託に全力で応えることが明文化された議会の根幹であり、必要と認められるときには継続的に検討していくものであると定められていることから、後退させることなく今後も検証していく必要があります。

郡上市議会基本条例にうたわれているとおり、議員が積極的に政策提言及び政策立案を行うことや、市民への説明責任を果たすことが求められていることから、議員の資質向上や市民に対する活動の場の拡大につなげるための政務活動費の役割は大きく、適正かつ有効に活用することのできる政務活動費運用指針の見直しは、大変有意義なものであったと思われまます。

また、行政評価の在り方についても、各常任委員長からの意見を踏まえた上で、委員会において再検討することで、決算認定における審議も常任委員会活動の一環として捉え、行政評価を行った結果を市長への政策提言へつなげる流れを実現することができたのではないかと思います。

今後も、行政評価の在り方を検証しながら、さらなる充実のために取り組んでいく必要があります。

以上、議会改革特別委員会の2か年の活動及び調査研究結果として主な項目を上げました。本特別委員会として、設置目的に沿った活動を行い、一定の成果を達成することができたことから、活動及び調査研究を終了することが望ましいと考えます。

今後も、郡上市議会基本条例の理念に基づき、取り組んできた議会改革を後退させることなく、議員一人一人が議会の果たすべき責務を念頭に置きながら取り組んでいくことで、市民の負託に全力で応える郡上市議会であり続けることが大切であると考えます。

以上のとおり報告いたします。

令和4年3月24日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会改革特別委員会委員長 森喜人。
ありがとうございました。

○議長（山川直保） ありがとうございました。

続いて、空き家対策特別委員会委員長 美谷添生議員。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添生） それでは、空き家対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本特別委員会は、空き家対策に関する調査研究を付託事項として、令和2年4月15日に設置されたものであり、2か年にわたる委員会活動及び、調査研究について報告いたします。

委員会の開催状況、主な取組結果につきましては、報告書を御覧頂きたいと思いますが、最後の総括のところを読み上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

総括、市が実施した令和2年度空き家実態調査結果によれば、空き家の全体件数は836件であり、

平成28年度の全体件数762件と比較して74件増加しており、増加傾向にあります。また令和2年度国勢調査結果によれば、郡上の人口は令和2年10月1日現在3万8,997人であり、前回、平成27年ではありますが、以降の5年間で3,093人の減少で、5年間の減少率は、7.3%で統計開始以来最も高く、人口減少とともに空き家の一層の増加が懸念されます。

空き家対策に係る市の体制としては、令和2年12月、総務委員会から市に対して「空き家対策は市の住宅施策、都市計画は建設部、空き家バンクは市長公室、危険空き家は総務部、空き店舗は商工観光部と、各部にまたがる対策であるため、それぞれの部課が空き家の予防、発生、放置、危険といったそれぞれの段階に応じた戦略的な施策体系を構築されたい」との提言が行われ、令和3年度から空き家対策の全体調整の主管課が、総務部総務課から建設部都市住宅課に変更となりました。

現在、都市住宅課では、特定空家に対する対応、これは所有者に対する助言指導書の発出、代表相続人宅の訪問、危険空き家解体撤去支援事業補助金の活用等や、特定空家指定に係る現地審査、特に、特定空家以外の管理が不適切な空き家の所有者に対する通知文書の発出といった取組が行われています。

また、空き家対策に係る実務上の課題や法律等を学ぶ目的で、担当職員がNPO岐阜空き家・相続共生ネットが主催する「市町村空き家担当初任者向け研修会」に参加しているところであり、住宅施策としての空き家対策の進捗を期待するところであります。

市民や所有者に対する空き家問題に関する啓発や、空き家の利活用の推進といった空き家を増やさないための取組が重要であり、庁内各部署の一層の連携の強化が必要と考えます。

本特別委員会としては、2か年にわたり設置目的に沿った活動を実施し、一定の成果を達成したものと、活動及び調査を終了することが望ましいと考えます。

空き家対策は市の重要な課題であり、空き家のライフサイクルにも応じた有効な政策の実現を目指し、議会の各常任委員会の所管事項として、引き続き調査研究を継続されることを求めます。

以上のとおり報告をいたします。

令和4年3月24日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会空き家対策特別委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（山川直保） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議報告第3号議会改革に関する調査研究について、委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの議会改革特別委員会委員長の報告は、調査研究が終了した報告であります。委員長の報告のとおり議会改革に関する調査研究を終了し、議会改革特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認めます。よって、議会改革特別委員会は調査終了により、廃止することに決定いたしました。

続いて、議報告第4号 空き家対策に関する調査研究について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま空き家対策特別委員会委員長の報告は、調査研究が終了した報告であります。委員長の報告のとおり空き家対策に関する調査研究を終了し、空き家対策特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、空き家対策特別委員会は調査終了により廃止することに決定いたしました。

委員各位におかれましては、大変御苦労さまでした。

◎議報告第5号及び議報告第6号について(報告)

○議長(山川直保) 日程45、議報告第5号 中間報告について(広報公聴特別委員会)及び日程46、議報告第6号 中間報告について(濃飛横断道整備促進特別委員会)の2件を一括議題といたします。

広報公聴特別委員会及び濃飛横断道整備促進特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目を通し頂き、報告に代えます。

◎市長挨拶

○議長(山川直保) 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長(日置敏明) 令和4年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月24日開会以来、本日3月24日に至るまでの29日間にわたり、終始慎重かつ、御熱心に御審議を頂きました。令和4年度の予算をはじめ、令和3年度の補正予算や

事決処分をいたしました事件の承認及び条例の整備等に至るまで、多くの議案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

新年度の市政運営に掲げました各分野にわたる施策や制度の適切な執行・運営等に努めるとともに、審議の過程で頂きました数々の御意見、御提案につきましても、これを真摯に踏まえてまいりたいと存じます。

目下の課題であります新型コロナウイルス感染症につきましては、岐阜県を含む18都道府県に提出されていましてまん延防止等重点措置も、3月21日の期限をもって解除をされました。過去に経験のない感染急拡大の非常事態に様々な行動制限や自粛等が、1月21日の適用以来、2か月間に及びました。

郡上市のコロナ発生以来の累計感染者数は、昨日3月23日までで787名となりましたが、このうち、年が明けてからの感染者数が666名を数えました。感染された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

現在も、感染者数はやや減少にあるものの、決して油断のできない状況であります。これから年度末、年度初めの行事やお花見の季節を迎えますが、感染防止対策は今後も緩むことなく、続けてまいりたいと存じます。早期終息を目指しつつ、ウイズコロナ・アフターコロナに向け、健康で安心して暮らすことができる活力ある郡上市づくりに努めてまいりたいと思います。

なお、ワクチンの追加接種については、高齢者の皆様の接種をおおむね終え、11歳以下5歳までの子どもさんへの初回接種を含め、希望される全ての皆様への接種を順次ただいま進めているところでございまして、可能な限り推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、コロナにより延期となっておりました郡上東氏800年・古今伝授550年祭記念式典・記念講演会につきましては、去る3月21日に開催をされました。定員制限はありましたけれども、可能な限り多くの皆様に御来場頂きました。中世の郡上に大きな足跡を残した東氏でありますけれども、武士でありながら優れた歌人を輩出した東氏の歴史背景などについて、3人の先生方から講演をしていただきました。

当日はまた、東氏ゆかりの地である千葉県の香取市長さん、東庄町町長さんにも御臨席を頂き祝辞を賜りました。悠久の時が結ぶ御縁に感謝するとともに、この取組を今後の地域振興に生かしてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意頂きまして、来る令和4年度におきましても、ますます御活躍されますよう祈念申し上げます。

併せて、今議会においていち早く郡上市議会が決議をされましたように、ロシアによるウクライナ侵攻が一日も早く終結することを祈念して、閉会に当たっての御挨拶といたします。

令和4年3月24日、郡上市長 日置敏明。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（山川直保） 令和4年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましても、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症の対策を十分に取りながらの議会になりましたが、2月24日から本日までの22日間にわたり、令和4年度予算をはじめ、条例の改正、補正予算など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議頂きまして、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、日置市長をはじめ執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力頂き、厚く御礼を申し上げます。また、昨年12月に行いました議会からの政策提言につきましても、真摯に御考慮を頂きましたことも改めて深くお礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政に十分反映されますようお願いを申し上げます。

なお、代表監査委員におかれましては、本会議への御出席誠にありがとうございました。

議員並びに執行部各位におかれましては、年度末で大変御多忙のことと思いますが、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと行っていただき、健康には十分御留意をされ、ますますの御活躍を御祈念申し上げるとともに、また今年度末をもって御退職されます職員の方々には、これまで長年にわたり、本市発展のためにお尽くし頂きましたその御苦勞に対しましても、労いたいと思っております。

これで、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第1回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

(午前11時46分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員